

様式44

令和 5 年 9 月 3 0 日

三重県知事

あて

医療法人住所 三重県四日市市生桑町196番地の1

医療法人の名称 医療法人いくわ眼科

理事長 太田 啓雄

電話 059 (330) 0198

決 算 届

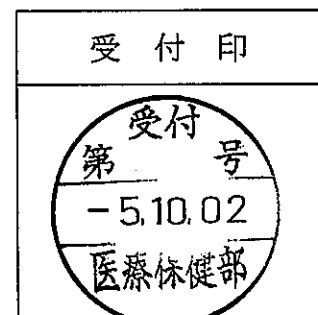
令和4年7月1日から令和5年6月30日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

〔添付書類〕

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 監事の監査報告書

〔備考〕

提出に当たっては、正本、副本（各1部）を提出してください。（医療法施行規則第33条の2第1項）



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和4年7月1日 至 令和5年6月30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人いくわ眼科

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 三重県四日市市生桑町196番地の1

(3) 設立認可年月日 平成30年7月 2日

(4) 設立登記年月日 平成30年7月27日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	太田 啓雄	
理 事	太田 良子	
同	太田 直道	
監 事	鈴木 康也	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	いくわ眼科 【四日市市から指定 管理者として指定 を受けて管理】	三重県四日市市生桑町196番 地の1	一般病床 5床

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年8月31日 令和3年度の決算の決定

令和5年6月24日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

〃 令和5年度の借入金額の最高限度額の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(7) その他

以上

様式 2

法人名 医療法人いくわ眼科
所在地 三重県四日市市生桑町 1 9 6 番地の 1

※医療法人整理番号 0678

財 産 目 録

(令和 5 年 6 月 3 0 日現在)

1. 資 産 額	361,965 千円
2. 負 債 額	244,717 千円
3. 純 資 産 額	117,247 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	312,859
B 固 定 資 産	49,105
C 資 産 合 計 (A + B)	361,965
D 負 債 合 計	244,717
E 純 資 産 (C - D)	117,247

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3-2

法人名 医療法人いくわ眼科
所在地 三重県四日市市生桑町 1 9 6 番地の 1

※医療法人整理番号 0678

貸 借 対 照 表

(令和 5 年 6 月 3 0 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	312,859	I 流 動 負 債	183,717
II 固 定 資 産	49,105	II 固 定 負 債	61,000
1 有 形 固 定 資 産	34,252	(うち保有医療機関債)	(-)
2 無 形 固 定 資 産	76	負 債 合 計	244,717
3 そ の 他 の 資 産	14,777	純 資 産 の 部	
(うち保有医療機関債)	(-)	科 目	金 額
		I 基 金	92,018
		II 積 立 金	25,229
		(うち代替基金)	(-)
		III 評価・換算差額等	-
		純 資 産 合 計	117,247
資 産 合 計	361,965	負債・純資産合計	361,965

様式 4 - 2

法人名 医療法人いくわ眼科
所在地 三重県四日市市生桑町 1 9 6 番地の 1

※医療法人整理番号 0678

損 益 計 算 書
(自 令和 4 年 7 月 1 日 至 令和 5 年 6 月 3 0 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	392,182
2 事業費用	353,085
本来業務事業利益	39,097
事業利益	39,097
II 事業外収益	1
III 事業外費用	15,003
経常利益	24,095
IV 特別利益	683
V 特別損失	0
税引前当期純利益	24,778
法人税等	6,053
当期純利益	18,725

注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法

主な耐用年数

建物附属設備	2年～13年
構築物	3年
車両運搬具	6年
工具器具備品	2年～9年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

法人税法における貸倒引当金の繰入限度額

(4) 消費税等の会計処理方法

税込方式

様式 5

※医療法人整理番号

0678

法人名 医療法人いくわ眼科
所在地 三重県四日市市生桑町196番地の1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	太田 啓雄	当法人理事長	不動産の賃借	診療所の土地・ 建物の賃借 (注1)	6,784	未払金	86,779
				当法人事業費の 立替支払い	6,940		
			債務被保証	銀行借入に対す る債務被保証 (注2)	60,000	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注1) 近隣の地代を参考にし、かつ対象不動産に係るコスト及び適正利回りに基づいて決定している。

(注2) 保証料の支払いは行っていない。

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人いくわ眼科

理事長 太田 啓雄 殿

私は、医療法人いくわ眼科の令和4年会計年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年9月30日

医療法人いくわ眼科

監事 鈴木 康也